

新 旧 対 照 表

別紙

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

u003c/divu003e

改正後					改正前				
1～8 (省略)					1～8 (同左)				
○ レコードの内容及び記録要領					○ レコードの内容及び記録要領				
(1)～(23) (省略)					(1)～(23) (同左)				
(24) 【不動産等の譲受けの対価の支払調書：376】					(24) 【不動産等の譲受けの対価の支払調書：376】				
項番	項目名	入力文字基準		記録要領	項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～48 (省略)					1～48 (同左)				
49	収用コード	半角	1文字	<u>記録を省略しても差し支えありません。</u>	49	収用コード	半角	1文字	<u>収用により当該調書を提出する場合に記録してください。</u>
50～53 (省略)					50～53 (同左)				
(25)～(31) (省略)					(25)～(31) (同左)				
(32) 【給与所得の源泉徴収票：375】					(32) 【給与所得の源泉徴収票：375】				
項番	項目名	入力文字基準		記録要領	項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～18 (省略)					1～18 (同左)				
19	給与所得控除後の給与等の金額 <u>(調整控除後)</u>	半角	10文字	書面の記載要領に準じて記録してください。	19	給与所得控除後の給与等の金額	半角	10文字	書面の記載要領に準じて記録してください。
20～53 (省略)					20～53 (同左)				
54	寡婦	半角	1文字	<u>該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録してください。</u> なお、令和元年分以前の源泉徴収票を作成する <u>場合で、旧措置法*</u> の特例の規定に該当する寡婦の場合には「2」、その他の寡婦の場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録してください。	54	寡婦	半角	1文字	特例の規定に該当する寡婦の場合には「2」、その他の寡婦の場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録してください。
55	寡夫	半角	1文字	<u>記録しないでください。</u> なお、令和元年分以前の源泉徴収票を作成する <u>場合で、旧所得税法*</u> の寡夫に該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録してください。	55	寡夫	半角	1文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録してください。
56～78 (省略)					56～78 (同左)				

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後					改正前				
79	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	半角	2文字	<p>住宅の購入又は増改築の区分により、次の番号を記録してください。</p> <p>租税特別措置法第41条第1項、第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録してください。</p> <p><u>ただし</u>、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合は、同法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、<u>同法第41条第14項に規定する特別特定取得に該当する場合は、同法同条第13項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第16項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」</u>を記録してください。</p> <p>なお、複数の住借控除の適用を受ける場合は、1回目の住借控除の適用について記録してください。</p>	79	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	半角	2文字	<p>住宅の購入又は増改築の区分により、次の番号を記録してください。</p> <p>租税特別措置法第41条第1項、第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録してください。</p> <p><u>また</u>、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合<u>で</u>、同法第41条第1項、第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」を記録してください。</p> <p>なお、複数の住借控除の適用を受ける場合は、1回目の住借控除の適用について記録してください。</p>
80	住宅借入金等の額（1回目）	半角	8文字以内	<p>租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録してください。</p> <p>また、住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、1回目の住借控除の適用について、<u>租税特別措置法第41条第1項、第6項、第10項、第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する（特定増改築等）住宅借入金等の金額を記録してください。</u></p>	80	住宅借入金等の額（1回目）	半角	8文字以内	<p>租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定<u>に</u>する増改築等住宅借入金等の金額を記録してください。</p> <p>また、住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、1回目の住借控除の適用について、<u>租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する（特定増改築等）住宅借入金等の金額を記録してください。</u></p>
81～83（省略）					81～83（同左）				

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後					改正前				
84	住宅借入金等特別控除区分（2回目）	半角	2文字	<p>住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、2回目の住借控除の適用について、次の番号を記録してください。</p> <p>租税特別措置法第41条第1項、第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録してください。</p> <p><u>ただし、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合は、同法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第14項に規定する特別特定取得に該当する場合は、同法同条第13項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第16項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録してください。</u></p>	84	住宅借入金等特別控除区分（2回目）	半角	2文字	<p>住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、2回目の住借控除の適用について、次の番号を記録してください。</p> <p>租税特別措置法第41条第1項、第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録してください。</p> <p><u>また、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項、第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」を記録してください。</u></p>
85	住宅借入金等の額（2回目）	半角	2文字	<p>住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、2回目の住借控除の適用について租税特別措置法第41条第1項、第6項、<u>第10項、第13項</u>若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項の規定により住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録してください。</p>	85	住宅借入金等の額（2回目）	半角	2文字	<p>住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、2回目の住借控除の適用について租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項の規定により住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録してください。</p>
86～128（省略）					86～128（省略）				
129	基礎控除の額	半角	10文字以内	<p><u>書面の記載要領に準じて記録してください。</u></p> <p><u>（注）令和元年分以前の源泉徴収票を作成する場合は記録をしないでください。</u></p>	（追加）				
130	所得金額調整控除額	半角	10文字以内	<p><u>書面の記載要領に準じて記録してください。</u></p> <p><u>（注）令和元年分以前の源泉徴収票を作成する場合は記録をしないでください。</u></p>					

改 正 後

改 正 前

131	ひとり親	半角	1文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録してください。 (注) 令和元年分以前の源泉徴収票を作成する場合は記録をしないでください。
-----	------	----	-----	---

(追加)				
------	--	--	--	--

旧措置法*：所得税法等の一部を改正する法律（令和2年3月31日法律第8号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法をいいます。

旧所得税法*：所得税法等の一部を改正する法律（令和2年3月31日法律第8号）第一条の規定による改正前の所得税法をいいます。

(33) (省略)

(33) (同左)

(34) 【公的年金等の源泉徴収票：377】

(34) 【公的年金等の源泉徴収票：377】

項番	項目名	入力文字基準	記録要領		
1～18 (省略)					
19	法第203条の3第1号・第4号適用分	支払金額	半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。(注) 未払金額を含むことに留意してください。また、令和元年分以前の源泉徴収票を作成する場合には、旧所得税法*第203条の3第1号適用分について記録してください。
20	法第203条の3第1号適用分	未払金額	半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。 (注) 令和元年分以前の源泉徴収票を作成する場合には、旧所得税法*第203条の3第1号適用分について記録してください。
21		源泉徴収税額	半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。(注) 未徴収税額を含むことに留意してください。また、令和元年分以前の源泉徴収票を作成する場合には、旧所得税法*第203条の3第1号適用分について記録してください。
22		未徴収税額	半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。 (注) 令和元年分以前の源泉徴収票を作成する場合には、旧所得税法*第203条の3第1号適用分について記録してください。
23	法第203条の3第2号・第5号適用分	支払金額	半角	10文字以内	「法第203条の3第1号・第4号適用分」の各項目に準じて記録してください。
24		未払金額	半角	10文字以内	
25		源泉徴収税額	半角	10文字以内	
26		未徴収税額	半角	10文字以内	

項番	項目名	入力文字基準	記録要領		
1～18 (同左)					
19	法第203条の3第1号適用分	支払金額	半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。(注) 未払金額を含むことに留意してください。
20		未払金額	半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。
21		源泉徴収税額	半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。(注) 未徴収税額を含むことに留意してください。
22		未徴収税額	半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。
23	法第203条の3第2号適用分	支払金額	半角	10文字以内	法第203条の3第1号適用分に準じて記録してください。
24		未払金額	半角	10文字以内	
25		源泉徴収税額	半角	10文字以内	
26		未徴収税額	半角	10文字以内	

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後						改正前					
27	法 第 203 条	支払金額	半角	10 文字以内	「 <u>法第 203 条の 3 第 1 号・第 4 号適用分</u> 」の各項目に準じて記録してください。	27	法 第 203 条	支払金額	半角	10 文字以内	法第 203 条の 3 第 1 号適用分に準じて記録してください。
28	の 3 第 3 号・	未払金額	半角	10 文字以内		28	の 3 第 3 号適	未払金額	半角	10 文字以内	
29	第 6 号	源泉徴収税額	半角	10 文字以内		29	用分	源泉徴収税額	半角	10 文字以内	
30	適用分	未徴収税額	半角	10 文字以内		30		未徴収税額	半角	10 文字以内	
31	法 第 203 条	支払金額	半角	10 文字以内	「 <u>法第 203 条の 3 第 1 号・第 4 号適用分</u> 」の各項目に準じて記録してください。 (注) <u>令和元年分以前の源泉徴収票を作成する場合には、旧所得税法*第 203 条の 3 第 4 号適用分について記録してください。</u>	31	法 第 203 条	支払金額	半角	10 文字以内	法第 203 条の 3 第 1 号適用分に準じて記録してください。
32	の 3 第 7 号適	未払金額	半角	10 文字以内		32	の 3 第 4 号適	未払金額	半角	10 文字以内	
33	用分	源泉徴収税額	半角	10 文字以内		33		源泉徴収税額	半角	10 文字以内	
34		未徴収税額	半角	10 文字以内		34		未徴収税額	半角	10 文字以内	
35～46 (省 略)						35～46 (同 左)					
47	本人	ひとり親・特別寡婦	半角	1 文字	該当する場合は「1」、該当しない場合には「0」を記録してください。 (注) <u>令和 3 年分以後の源泉徴収票を作成する場合は「ひとり親」欄として、令和 2 年分以前の源泉徴収票を作成する場合は「特別寡婦」欄として、適用する控除の該当について記録してください。</u>	47	本人	特別寡婦	半角	1 文字	該当する場合は「1」、該当しない場合には「0」を記録してください。
48		寡婦・寡夫	半角	1 文字	該当する場合は「1」、該当しない場合には「0」を記録してください。 (注) <u>令和 3 年分以後の源泉徴収票を作成する場合は「寡婦」欄として、令和 2 年分以前の源泉徴収票を作成する場合は「寡婦・寡夫」欄として、適用する控除の該当について記録してください。</u>	48		寡婦・寡夫	半角	1 文字	該当する場合は「1」、該当しない場合には「0」を記録してください。
49～71 (省 略)						49～71 (同 左)					

旧所得税法*：所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年 3 月 29 日法律第 6 号）第一条の規定による改正前の所得税法をいいます。

(33)～(51) (省 略)

(33)～(51) (同 左)

改 正 後

改 正 前

(52) 【特定口座年間取引報告書：385】

(52) 【特定口座年間取引報告書：385】

項番	項目名		入力文字基準	記録要領		
1～198 (省 略)						
199	配当等の交付状況(1)	上場株式配当等控除額	半角	10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
200		控除所得税相当額	半角	10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
201	配当等の交付状況(2)	上場株式配当等控除額	半角	10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
202		控除所得税相当額	半角	10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
203	配当等の交付状況(3)	上場株式配当等控除額	半角	10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
204		控除所得税相当額	半角	10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
205	配当等の交付状況(4)	上場株式配当等控除額	半角	10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
206		控除所得税相当額	半角	10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
207	配当等の額及び源泉徴収税額等(特定上場株式等の配当等)	株式、出資又は基金	上場株式配当等控除額	半角	10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。
208			控除所得税相当額	半角	10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。
209		特定株式投資信託	上場株式配当等控除額	半角	10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。
210			控除所得税相当額	半角	10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。
211		投資信託又は特定受益証券発行信託	上場株式配当等控除額	半角	10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。
212			控除所得税相当額	半角	10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。
213		オープン型証券投資信託	上場株式配当等控除額	半角	10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。
214			控除所得税相当額	半角	10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。
215		合計	上場株式配当等控除額	半角	10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。

項番	項目名		入力文字基準	記録要領
1～198 (同 左)				
(追 加)				

改 正 後

改 正 前

216			控除所得税 相当額	半角	10 文字 以内	書面の記載要領に準じて記録して ください。
217	配当等 の額及 び源泉 徴収税 額等 (特定 上場株 式等の 配当等 以外の もの)	社債的受益 権	上場株式配 当等控除額	半角	10 文字 以内	書面の記載要領に準じて記録して ください。
218			控除所得税 相当額	半角	10 文字 以内	書面の記載要領に準じて記録して ください。
219		投資信託又 は特定受益 証券発行信 託	上場株式配 当等控除額	半角	10 文字 以内	書面の記載要領に準じて記録して ください。
220			控除所得税 相当額	半角	10 文字 以内	書面の記載要領に準じて記録して ください。
221		オープン型 証券投資信 託	上場株式配 当等控除額	半角	10 文字 以内	書面の記載要領に準じて記録して ください。
222			控除所得税 相当額	半角	10 文字 以内	書面の記載要領に準じて記録して ください。
223		合計	上場株式配 当等控除額	半角	10 文字 以内	書面の記載要領に準じて記録して ください。
224			控除所得税 相当額	半角	10 文字 以内	書面の記載要領に準じて記録して ください。

(追 加)						
-------	--	--	--	--	--	--

(53) 【非課税口座年間取引報告書・未成年者口座年間取引報告書：387】

項番	項目名		入力文字基準	記録要領		
1~381 (省 略)						
382	課税対 象所得 等の状 況	課税対象 となる配 当等に関 する事項	上場株式配 当等控除額	半角	8 文字 以内	書面の記載要領に準じて記録して ください。
383		控除所得税 相当額	半角	8 文字 以内	書面の記載要領に準じて記録して ください。	

(54)、(55) (省 略)

(53) 【非課税口座年間取引報告書・未成年者口座年間取引報告書：387】

項番	項目名		入力文字基準	記録要領		
1~381 (同 左)						
(追 加)						

(54)、(55) (同 左)